おくやみハンドブック

大野城市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

大野城市では、亡くなられた方に関してご遺族の方が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きや関連情報をまとめたハンドブックを作成しました。

また、市役所の手続きをできるだけ１つの窓口で対応できるように「おくやみコーナー」を開設しています。

ご遺族の方のご負担が少しでも軽減されるよう、ハンドブックで必要な手続きをご確認の上、「おくやみコーナー」をご利用いただけますと幸いです。

大野城市

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。
亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで該当する手続きの詳細、必要な持ち物や担当課が確認できます。

質問に答えて　手続き抽出　詳細確認



手続きの流れ

大野城市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、来庁前に事前準備をしましょう。

STEP 1 手続きと必要なものを確認



5～6ページ「死亡に伴う各種手続きチェックリスト」で必要な手続きを確認の上、該当する手続きページで「必要なもの」を確認してください。
※「おくやみ手続きナビ」でも簡単に手続きを把握できます。ぜひご活用ください。

STEP 2 おくやみコーナーの予約または直接各課にて手続き

●おくやみコーナー（要予約）

◆対応日時

平日：午前10時30分／午後1時45分／午後3時　の3枠
※時期によって枠数を変更する場合があります。

◆予約方法

来庁希望日の1営業日前までに、①または②の方法で予約してください。

①インターネット

「大野城市　おくやみコーナー」で検索するか、右記の二次元コードをお持ちのスマートフォンで読み取り、予約サイトから予約する。

②電話

☎ 092-580-1842（総合窓口センター）

●直接各課にて手続き

予約をせずに来庁した場合でも、ご自身で担当課に行って手続きをすることができます。

【問い合わせ先】

大野城市役所
平日：午前8時半～午後5時
※閉庁日：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
◆おくやみコーナーに関すること：☎ 092-580-1842（総合窓口センター）
◆各課の手続き内容について：担当課に直接お問い合わせください。

STEP 3 ご来庁ください

本紙と必要なものを持参の上、大野城市役所1階「総合窓口センター」へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- □ 口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- □ 亡くなられた方と喪主の氏名を確認できる書類
 （会葬礼状、葬儀領収書など）
- □ 印鑑

亡くなられた方の必要なもの

- □ 国民健康保険や後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせ
- □ 大野城市介護保険被保険者証
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、
 自立支援医療受給者証
- □ 印鑑登録証、市民カード

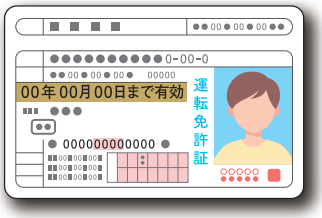
本人確認書類について

- □ 1 点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

 運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）、パスポート、
 マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

- □ 2 点で本人確認できる書類

 健康保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書・
 介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
 学生証　など



※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

MEMO

身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3カ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届 ○市役所での各種手続き ○健康保険の手続き ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （49 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（53 ページ参照）
4カ月以内			○所得税の準確定申告 （54 ページ参照）
10カ月以内		○遺産分割協議 （53 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （54 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
年金	□	国民年金のみに加入（受給）していた	P.7
	□	国民年金以外の年金に加入（受給）していた	P.8
国保・医療	□	本人または同世帯に国民健康保険加入者がいる	P.9-10
	□	後期高齢者医療に加入していた	P.10-11
	□	重度障がい者医療に加入していた	P.11
	□	子ども医療に加入していた	P.12
	□	ひとり親家庭等医療に加入していた	
	□	遺族がひとり親家庭等になる（母子家庭、父子家庭、父母のいない児童）	P.13
介護	□	65 歳以上または 40 ～ 64 歳で介護サービスを利用していた	P.14
高齢者	□	紙おむつの給付を受けていた	P.14
	□	介護手当を受給していた	P.15
	□	高齢者サービスを受けていた	
障がい福祉	□	障害者手帳を持っていた	P.16
	□	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	□	福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.17-18
	□	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、市重度障がい児（者）介護手当を受給していた	P.18
	□	福祉サービスを利用していた	P.19
	□	障がい者介護用品（紙おむつ）の給付を受けていた	
	□	福祉タクシー券を持っていた	P.20
	□	その他の障がい福祉のサービスを受けていた	
税金	□	市県民税または軽自動車税が課されていた	P.21
	□	固定資産税が課されていた	
	□	軽自動車（原付・小型特殊自動車）を持っていた	P.22
	□	税金や保険料を納付していた・滞納していた	P.23

区分	☑	該当事項	詳細ページ
下水道・水道	□	水道・下水道を契約していた	P.24
	□	井戸水を使用していた	
子育て	□	児童手当支給対象者だった児童が亡くなられた	P.25
	□	児童手当を受給していた方が亡くなられた	
	□	児童扶養手当支給対象だった児童が亡くなられた	P.26
	□	児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた	
	□	特別児童扶養手当支給対象だった児童が亡くなられた	P.27
	□	特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた	
	□	子どもが認可保育所・認定こども園・認可外保育施設・幼稚園・こども誰でも通園制度を利用している	P.28
	□	就学援助の申請をしていた	
	□	遺族に市内の市立小・中学校に在学する児童生徒がいる	P.29
	□	同じ世帯にランドセルクラブに入所している児童がいる	
各種証明書	□	住民票の除票がほしい	P.31
	□	戸籍（除籍）謄本・抄本がほしい	P.32
	／	相続人代表者指定届に必要な戸籍謄本について	P.33-34
	□	税証明がほしい	P.36
住民登録	□	マイナンバーカード（マイナンバー通知カード）を持っていた	P.37
	□	マイナンバーがわからない	
	□	世帯主が亡くなられた	P.38
	□	印鑑登録をしていた	
その他	□	ごみの処理をしたい	P.39
	□	戸別受信機（防災）をもっていた	
	□	市営住宅に入居していた	P.40
	□	森林を相続した	P.41
	□	農地を相続した	
	□	犬を飼っていた	P.42
	□	相談したい	P.43-44

年金に関する手続き

国民年金のみに加入（受給）していた

手続き　未支給年金請求・遺族基礎年金請求・死亡一時金請求・寡婦年金請求

手続き詳細

亡くなられた月までの支給年金や、亡くなられた方が国民年金の第１号被保険者として一定の条件を満たしていた場合の遺族年金など、遺族が請求できる制度があります。制度ごとに支給（受給）要件が異なります。

期　限

【未支給年金、遺族基礎年金の請求】
亡くなられてから5年以内
【死亡一時金、寡婦年金の請求】
亡くなられてから2年以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

亡くなられた方のもの

□ 年金手帳・年金証書もしくは基礎年金番号がわかるもの
□ 死亡診断書（死体検案書など）の写し、または死亡届の記載事項証明

遺族のもの

□ 請求者となる方のマイナンバーカードまたは通知カード、個人番号通知書
□ 請求者となる方の印鑑（認印可）
□ 請求者となる方の口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）
□ 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本
※ 戸籍謄本は、亡くなられた日より後に交付されたものが必要です。
※ 複数種類の戸籍が必要になる場合があります。
□ 請求者となる方の本人確認書類
※ その他の書類が必要な場合がありますので、事前に問い合わせてください。
※ 請求者本人が来庁できない場合、請求者本人が署名、記入した日本年金機構指定の委任状と委任された方の顔写真付きの本人確認書類が必要になります。
※ 郵送で手続きを希望する場合は、お近くの年金事務所に相談してください。

問い合わせ先

国保年金課　国保年金担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1848
✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

国民年金以外の年金に加入（受給）していた

手続き　国民年金以外の年金における各種請求

手続き詳細

亡くなられた月までの未支給年金や、亡くなられた方が国民年金以外の年金に加入し一定の条件を満たしていた場合の遺族年金など、遺族が請求できる制度があります。

※各年金で手続きをすることになります。

※加入していた年金ごとに支給（受給）要件や必要書類が異なりますので、それぞれの窓口に問い合わせてください。

【問い合わせ先】

- 厚生年金　南福岡年金事務所（☎ 092-552-6112）
 お客様相談室
 ※自動音声案内①→②
 予約専用：☎ 0570-05-4890
 ※事前予約が必要です
- 共済年金　各共済組合
- 企業年金　各企業年金基金などまたは企業年金連合会
- 農業者年金　住んでいた地域の各農業協同組合
- 恩給　総務省恩給相談窓口
 （恩給相談専用電話：☎ 03-5273-1400）

期　限

【未支給年金、遺族年金の請求】
亡くなられてから5年以内
【死亡一時金、寡婦年金の請求】
亡くなられてから2年以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

問い合わせ先

各年金制度の窓口

MEMO

国保・医療に関する手続き

本人または同世帯に国民健康保険加入者がいる

手続き① 国民健康保険資格確認書などの返還

手続き詳細	期　限
国民健康保険資格確認書、限度額適用認定証などの返還が必要です。	亡くなられてから14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
【亡くなられた方が国保に加入していた場合】 □ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ □ 亡くなられた方の各種証明証（限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、はり・きゅう受領証） 【世帯主が亡くなられた場合で世帯員が国保に加入している場合】 新しい国民健康保険資格確認書などが郵送されます。古いものは窓口で回収または破棄してください。	国保年金課　国保年金担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1846 ☎ 092-580-1952 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
国民健康保険の加入者がいた世帯の世帯主が無くなった場合、国民健康保険税に関する通知を受け取るため、相続人の代表者を届け出てください。	おおむね3カ月以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 届出人の本人確認書類（運転免許証など） □ 相続人代表者と亡くなられた方の続柄がわかる書類（戸籍謄本など） ※ 亡くなられた方と亡くなられた時に同じ世帯の配偶者または子が相続人代表者になるときは、相続関係がわかる書類は必要ありません。 ※ 詳しくは 34 ページを確認してください。	国保年金課　国保年金担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1846 ☎ 092-580-1952 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

手続き③ 葬祭費支給の申請

手続き詳細	期　限
葬祭を行った喪主に対して、3 万円を支給します。	葬祭を行った日の翌日から２年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ **喪主であることを確認できる書類**（葬儀の領収書、会葬礼状、埋火葬許可証などで、①亡くなられた方の氏名と②喪主の氏名が載っているもの） □ **喪主の振込口座がわかるもの**（預貯金通帳など） ※ **喪主以外の方が申請する場合または振込先口座名義人となる場合は、喪主からの委任状が別途必要です。**	国保年金課　国保年金担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1846 ☎ 092-580-1952 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

後期高齢者医療に加入していた

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
保険料などの精算のため、相続人の代表者を届け出てください。	おおむね3カ月以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ **亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ** □ **相続人代表者が亡くなられた被保険者と別世帯の場合は、続柄がわかるもの**（戸籍謄本など） ※ **詳しくは 33 ページを確認してください。** □ **相続人代表者の口座がわかるもの**（預貯金通帳など）	国保年金課　医療担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1847 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

国保・医療に関する手続き

後期高齢者医療に加入していた

手続き② 葬祭費支給の申請

手続き詳細	期　限
葬祭を行った喪主に対して、3 万円を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ **喪主であることを確認できる書類**（葬儀の領収書・会葬礼状・埋火葬許可証などで、①亡くなられた方の氏名と②喪主の氏名が載っているもの） □ **喪主の振込口座がわかるもの**（預貯金通帳など） ※ **喪主以外の方が申請する場合または振込先口座名義人となる場合は、喪主からの委任状が別途必要です。**	国保年金課　医療担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1847 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

重度障がい者医療に加入していた

手続き 重度障がい者医療証の返還

手続き詳細	期　限
重度障がい者医療を受給していた方（3 歳以上）の資格喪失手続きと医療証返還を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ **亡くなられた方の重度障がい者医療証**	国保年金課　医療担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1847 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

子ども医療に加入していた

手続き　子ども医療証の返還

手続き詳細	期　限
子ども医療を受給していた方（0 歳～中学 3 年生）の資格喪失手続きと医療証返還を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の子ども医療証	国保年金課　医療担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1847 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

ひとり親家庭等医療に加入していた

手続き　ひとり親家庭等医療証の返還

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療を受給していた方（小学 1 年生～満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童とその保護者）の資格喪失手続きと医療証返還を行います。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証	国保年金課　医療担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1847 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

国保・医療に関する手続き

遺族がひとり親家庭等になる（母子家庭、父子家庭、父母のいない児童）

手続き　ひとり親家庭等医療制度の案内

手続き詳細	期　限
18 歳未満の児童（※）がいるひとり親家庭等に対して、医療費の助成があります（状況により案内が異なります）。 ※ 4 月 2 日以降、翌年 3 月 31 日までの間に 18 歳に達する者を含む。	速やかに **手続き可能な人** ご遺族 **問い合わせ先** 国保年金課　医療担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1847 ✉ kkhoiryo@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

介護に関する手続き

65 歳以上または 40 ～ 64 歳で介護サービスを利用していた

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
保険料などの精算のため、相続人の代表者を届け出てください。 • 65 歳以上 • 介護サービスを利用していた方（40 ～ 64 歳）	おおむね3カ月以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の介護保険被保険者証など □ 相続人代表者が亡くなられた被保険者と別世帯の場合は、続柄がわかるもの（戸籍謄本など） ※ 詳しくは 33 ページを確認してください。	介護支援課 介護サービス担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1860 ✉ kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

高齢者に関する手続き

紙おむつの給付を受けていた

手続き　紙おむつなどの給付停止手続き

手続き詳細	期　限
紙おむつなどの給付を受けていた方は停止手続きを行いますので、問い合わせてください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
	すこやか長寿課 長寿支援担当 【市役所新館4階】 ☎ 092-580-1859 ✉ houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp

高齢者に関する手続き

介護手当を受給していた

手続き 介護手当の喪失

手続き詳細	期　限
在宅寝たきり高齢者等介護手当を受けていた方は、停止手続きを行いますので、問い合わせてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	すこやか長寿課 長寿支援担当 【市役所新館4階】 ☎ 092-580-1859 ✉ houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp

高齢者サービスを受けていた

手続き 高齢者サービスの利用停止

手続き詳細	期　限
その他高齢者サービスを受けていた利用者（おおむね 65 歳以上）は、利用停止や貸与品の返却手続きを行いますので問い合わせてください。 【その他高齢者サービス】 福祉電話設置、配食サービス、高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業、あんしんまどか（高齢者 ICT 見守り）事業、ここだよまどか（高齢者等捜索位置検索）事業、みつけてまどか（高齢者捜索身元確認）事業	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	すこやか長寿課 長寿支援担当 【市役所新館4階】 ☎ 092-580-1859 ✉ houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp

障がい福祉に関する手続き

障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期　限
各種障害者手帳の返還が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の障害者手帳	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証を持っていた場合、亡くなられた日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 自立支援医療受給者証	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

障がい福祉に関する手続き

福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障がい者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったときに年金給付の請求が必要です。

期　限

速やかに

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

故人のもの

- □ 亡くなられた加入者（保護者）の住民票の除票
- □ 年金受給権者（障がい者）の住民票
- □ 年金受給権者（障がい者）の口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- □ 医師が発行する死亡診断書（原本証明されたもの）
- □ 加入日から2年以内に亡くなられた場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）

遺族のもの

- □ 年金管理者の住民票

問い合わせ先

福祉サービス課
障がい福祉担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1852
☎ 092-580-1853
FAX 092-573-8083
✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

手続き② 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細

1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて加入者（障がいのある方の保護者）に対し弔慰金が支給されます。

加入者は弔慰金の請求が必要です。

期　限

速やかに

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

- □ 加入者（障がいのある方の保護者）の住民票
- □ 亡くなられた障がい者の住民票（除票）
- □ 加入者（障がいのある方の保護者）の振込口座がわかるもの（預貯金通帳など）

問い合わせ先

福祉サービス課
障がい福祉担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1852
☎ 092-580-1853
FAX 092-573-8083
✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

手続き③ 死亡（重度障害）届書の提出

手続き詳細	期　限
福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していた障がいがある方（年金給付保険金支払対象者）が亡くなられた場合、死亡（重度障害）届書の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 年金受給権者（障がい者）の住民票（除票）	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、市重度障がい児（者）介護手当を受給していた

手続き 各届出（資格喪失届）が必要です

手続き詳細	期　限
各手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失届の提出が必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	亡くなられた後14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続する方の印鑑（認印可） □ 相続する方の振込口座がわかるもの（預貯金通帳など）	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

障がい福祉に関する手続き

福祉サービスを利用していた

手続き 各種受給者証(障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援)の返還

手続き詳細	期　限
受給者証の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の受給者証	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

障がい者介護用品（紙おむつ）の給付を受けていた

手続き 紙おむつ給付の廃止

手続き詳細	期　限
利用者資格喪失届の提出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きする方の印鑑（認印）	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

福祉タクシー券を持っていた

手続き 福祉タクシー券の返還

手続き詳細	期　限
福祉タクシー券の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の福祉タクシー券	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

その他の障がい福祉のサービスを受けていた

手続き その他の障がい福祉のサービスの諸届

手続き詳細	期　限
その他障がい福祉のサービスを受けていた方が亡くなられた場合、届出が必要な場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
サービスによって異なりますので、問い合わせてください。	福祉サービス課 障がい福祉担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1852 ☎ 092-580-1853 FAX 092-573-8083 ✉ fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

税金に関する手続き

市県民税または軽自動車税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の市県民税または軽自動車税に関する通知を受け取るため、相続人代表者を届け出てください。	おおむね3カ月以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □ 相続人代表者と亡くなられた方の続柄がわかる書類（戸籍謄本など） ※ 亡くなられた時に亡くなられた方と同じ世帯の配偶者または子が相続人代表者になるときは、相続関係がわかる書類は必要ありません。 ※ 詳しくは 34 ページを確認してください。	市税課　市民税担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1828 ✉ shizei@city.onojo.fukuoka.jp

固定資産税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の固定資産税に関する通知を受け取るため、相続人の代表者を届け出てください。名義の変更に関する案内も行います。	おおむね3カ月以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 届出人および相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □ 相続人代表者と亡くなられた方の続柄がわかる書類（戸籍謄本など） ※ 亡くなられた時に亡くなられた方と同じ世帯の配偶者または子が相続人代表者になるときは、相続関係がわかる書類は必要ありません。 ※ 詳しくは 34 ページを確認してください。	市税課　固定資産税担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1829 ✉ shizei@city.onojo.fukuoka.jp

軽自動車（原付・小型特殊自動車）を持っていた

手続き① 軽自動車（原付・小型特殊自動車）の名義変更の手続き

手続き詳細	期　限
名義変更の手続きを行います。 軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めに手続きをしてください。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□「本人が亡くなったこと」と「本人と新所有者との関係」がわかる戸籍謄本など □ メーカー名、車台番号、排気量がわかる書類（標識交付証明書など） □ 新所有者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □ ナンバープレート	市税課　市民税担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1827 ✉ shizei@city.onojo.fukuoka.jp

手続き② 軽自動車（原付・小型特殊自動車）の廃車の手続き

手続き詳細	期　限
廃車の手続きを行います。 軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めに手続きをしてください。	なし **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ メーカー名、車台番号、排気量がわかる書類（標識交付証明書など） □ ナンバープレート	市税課　市民税担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1827 ✉ shizei@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

税金に関する手続き

税金や保険料を納付していた・滞納していた

手続き 税金や保険料の納付案内

手続き詳細

税金や保険料の納付に関する手続き・納付について案内します。
納税義務者が亡くなられた場合、口座振替登録は廃止します。
登録のあった口座で引き続き口座振替をご希望の方は、納税課へ相談してください。
新規口座で口座振替を希望する場合は、口座振替申込書もしくはオンライン申請で申し込んでください。

期　限

おおむね3カ月以内

手続き可能な人

ご遺族など

必要なもの

故人のもの

□ 亡くなられた方の納税通知書や領収書（固定資産税は対象納付番号分すべて）

遺族のもの

【口座振替依頼書で申請の場合】
□ 口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）
□ 口座名義人の金融機関届出印
【オンライン申請の場合】
□ 口座情報
□ キャッシュカードの暗証番号
□ 通知書番号または被保険者番号
【亡くなられた方の納税証明書が必要な場合】
□ 相続人代表者以外の相続人が手続きする場合、続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）

※ オンライン申請のお手続きはこちらから

問い合わせ先

（納税相談・支払いに関すること）
納税課　納税相談担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1974
✉ nozei@city.onojo.fukuoka.jp

（口座振替に関すること）
納税課　納税管理担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1832
✉ nozei@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

水道・下水道に関する手続き

水道・下水道を契約していた

手続き　水道・下水道の使用中止、または契約者名義の変更

手続き詳細

①引き続き水道・下水道を使用する場合
「契約者名義の変更」および「お支払い方法の変更」の手続きが必要です。
※手続き方法：窓口もしくは電話

②水道・下水道を使用しない場合
「使用中止（閉栓）」の手続きが必要です。
※手続き方法：窓口、電話、またはインターネット

※インターネットでのお手続きはこちらから

必要なもの

① 引き続き水道・下水道を使用し、料金の引き落とし口座を変更する場合

【市役所窓口の場合】

□ 口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）
□ 口座名義人の金融機関届出印

【インターネットの場合】

□ 口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）
□ キャッシュカードの暗証番号
※ インターネットでのお手続きはこちらから

問い合わせ先

料金施設課　料金担当
【市役所新館2階】
☎ 092-580-1923
✉ sisetu@city.onojo.fukuoka.jp

井戸水を使用していた

手続き　井戸水の使用人数の変更

手続き詳細

「井戸水の使用人数変更」の手続きが必要です。
※手続き方法：窓口、電話、またはインターネット

※インターネットでのお手続きはこちらから

問い合わせ先

料金施設課　料金担当【市役所新館2階】
☎ 092-580-1923
✉ sisetu@city.onojo.fukuoka.jp

子育てに関する手続き

児童手当支給対象者だった児童が亡くなられた

手続き 対象児童分の手当の減額手続き

手続き詳細	期　限
対象児童分（原則高校生まで。ただし、22 歳以下も手続き対象の場合あり）の手当の減額手続きを行います。	亡くなられた翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	子育て支援課 子育て支援担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1862 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

児童手当を受給していた方が亡くなられた

手続き 未払い分の手当の請求

手続き詳細	期　限
未払分の手当の請求および新しく受給者となる方の認定手続きを行います。 ※新しく受給者となる方の認定請求は、前受給者が亡くなられた日の翌日から数えて 15 日以内に行ってください。	亡くなられた翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ 対象児童のうち最年長の子及び今後児童を養育する方の口座情報がわかるもの（預貯金通帳など） ※ 状況によって必要な口座情報が異なりますので、問い合わせてください。	子育て支援課 子育て支援担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1862 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

児童扶養手当支給対象だった児童が亡くなられた

手続き 対象児童分の手当の減額手続き

手続き詳細	期　限
対象児童分（原則高校生まで。ただし、22 歳以下も手続き対象の場合あり）の手当の減額手続きを行います。	亡くなられた翌日から15日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	子育て支援課 子育て支援担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1862 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた

手続き 未払い分の手当の請求

手続き詳細	期　限
未払分の手当の請求および新しく受給者となる方の認定手続きを行います。	亡くなられた翌日から15日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ 対象児童のうち最年長の子及び今後児童を養育する方の口座情報がわかるもの（預貯金通帳など） ※ 状況によって必要な口座情報が異なりますので、問い合わせてください。	子育て支援課 子育て支援担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1862 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

子育てに関する手続き

特別児童扶養手当支給対象だった児童が亡くなられた

手続き 対象児童分の手当の減額手続き

手続き詳細	期　限
対象児童分の手当の減額手続きを行います。	亡くなられた翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	子育て支援課 子育て支援担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1862 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた

手続き 未払い分の手当の請求

手続き詳細	期　限
未払分の手当の請求および新しく受給者となる方の認定手続きを行います。	亡くなられた翌日から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類 □ 口座情報がわかるもの（預貯金通帳など） ※ 状況によって必要な口座情報が異なりますので、問い合わせてください。	子育て支援課 子育て支援担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1862 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

子どもが認可保育所・認定こども園・認可外保育施設・幼稚園・こども誰でも通園制度を利用している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期　限
【対象者】 • 認可保育所・認定こども園・認可外保育施設・幼稚園に在園している児童または保護者 • 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用している児童または保護者 対象の方が亡くなられた場合、教育・保育給付認定などの変更手続きが必要です。	速やかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 本人確認書類	子育て支援課 保育所・幼稚園担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1864 FAX 092-573-8083 ✉ kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

就学援助の申請をしていた

手続き 就学援助の変更

手続き詳細	期　限
就学援助の保護者が亡くなられた場合、変更の手続きが必要です。 申請状況により、手続きが不要な場合がありますので事前に問い合わせてください。	亡くなられた当月中 **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）	教育総務課　教育総務担当 【市役所5階】 ☎ 092-580-1902 ✉ kyomu@city.onojo.fukuoka.jp

子育てに関する手続き

遺族に市内の市立小・中学校に在学する児童生徒がいる

手続き 就学援助の制度案内

手続き詳細	期　限
経済的な理由により、市内の市立小・中学校への就学が困難な家庭に対して、学校で必要な学用品費、校外活動費などの費用の一部を市が援助する制度です。 状況によって案内が異なりますので、事前に問い合わせてください。	亡くなられた当月中
	手続き可能な人
	市内の市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
	教育総務課　教育総務担当 【市役所5階】 ☎ 092-580-1902 ✉ kyomu@city.onojo.fukuoka.jp

同じ世帯にランドセルクラブに入所している児童がいる

手続き 保育料の支払い、世帯主変更など

手続き詳細	期　限
保育料の支払関係、世帯主変更などの手続きを行います。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
状況により必要な手続きが変わりますので、事前に問い合わせてください。	学校・地域連携課 地域連携担当 【市役所5階】 ☎ 092-580-1911 ✉ gimukyo@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

MEMO

各種証明書に関する手続き

証明書の発行について

- 死亡に伴う手続きで必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書など）があります。事前に、提出先（各契約会社など）にどの書類が必要か確認してください。市役所での手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本などは、申出により原本が返却される場合があるので、提出先に確認してください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。
- 死亡届を出してから証明書が発行できるまでには、日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

住民票の除票がほしい

手続き　住民票（除票）の請求

手続き詳細

住民登録があった市区町村で取れます。
※請求理由によっては、交付できない場合があります。

必要なもの

【窓口で取得する場合】※大野城市の例

☐ **申請者の本人確認書類**（運転免許証など）

☐ **委任状**（亡くなられた方と同世帯の方がいる場合）

※ **亡くなられた方と別世帯の方が申請する場合、住民票（除籍）の必要な理由がわかる書類が必要な場合がありますので、事前に問い合わせてください。**

【郵便で取得する場合】※大野城市の例

次のものを送付してください。

☐ **郵便請求用申請書**

☐ **申請書の本人確認書類の写し**（運転免許証など）

☐ **定額小為替証書**（手数料）

☐ **返信用封筒**（切手を貼ったもの）

問い合わせ先

総合窓口センター
受付・サービス担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1842
FAX 092-501-7948
✉ shimin@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

戸籍（除籍）謄本・抄本がほしい

手続き　戸籍（除籍）謄本・抄本の請求

手続き詳細

本籍地のある市区町村で取れます。

※本籍地が大野城市でない場合は、郵便請求やコンビニ交付、手数料など本籍地のある市区町村に問い合わせてください。

※亡くなられた方の直系尊属（親・祖父母など）や直系卑属（子・孫など）、配偶者が申請する場合、本籍地が大野城市でなくても広域交付で取れる場合があります。

必要なもの

【窓口で取得する場合】※大野城市の例

□ **申請者の本人確認書類**（運転免許証など）

□ **委任状**（同じ戸籍に記載された方・その直系血族の方以外が手続きする場合）

※ 委任状がない場合は、事前に問い合わせてください。

【広域交付で取得する場合】

□ **申請者の本人確認書類**（運転免許証など）

※ 抄本・附票は取れません。

※ 同じ戸籍に記載された方・その直系血族の方のみ取得できます。

※ 即日での交付ができない場合があります。

【郵便で取得する場合】※大野城市の例

次のものを送付してください。

□ **郵便請求用申請書**

□ **申請書の本人確認書類の写し**（運転免許証など）

□ **定額小為替証書**（手数料）

□ **返信用封筒**（切手を貼ったもの）

【オンライン申請で取得する場合】※大野城市の例

□ **申請者の署名用電子証明書付きマイナンバーカード**

□ **スマートフォンとアプリ「xID（クロスアイディ）」**

※ 同じ戸籍に記載された方・その直系血族の方のみ取得できます。

戸籍謄本・抄本請求用

除籍・改製原戸籍謄抄本請求用

問い合わせ先

総合窓口センター　戸籍整備担当　【市役所1階】

☎ 092-580-1844　FAX 092-501-7948

✉ shimin@city.onojo.fukuoka.jp

相続人代表者指定届に必要な戸籍謄本について

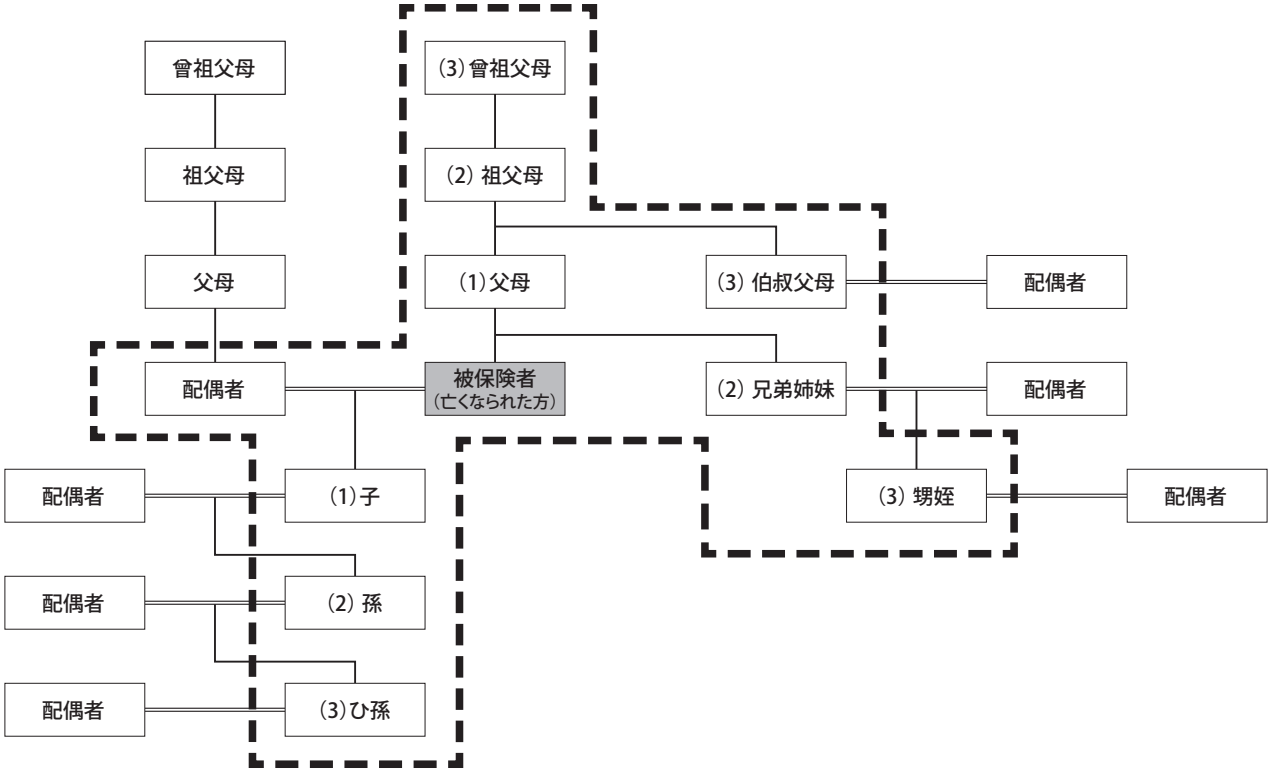
▶ 相続人代表者指定届とは

亡くなられた納税義務者（被保険者）の方の賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者を指定するための届出です。指定後、前述の納付および還付、請求、受領についてお知らせがある場合は相続人代表者の方に通知させていただきます。

介護保険料・後期高齢者医療保険料など

▶ 相続人関係図（亡くなられた方から見た続柄）※（　）内は親等数

破線の囲み部分が相続人に指定できる方です。



▶ 必要になる戸籍謄本（下記戸籍中、重複するものは1通で構いません）

相続人代表者と被保険者は**同世帯**である

はい

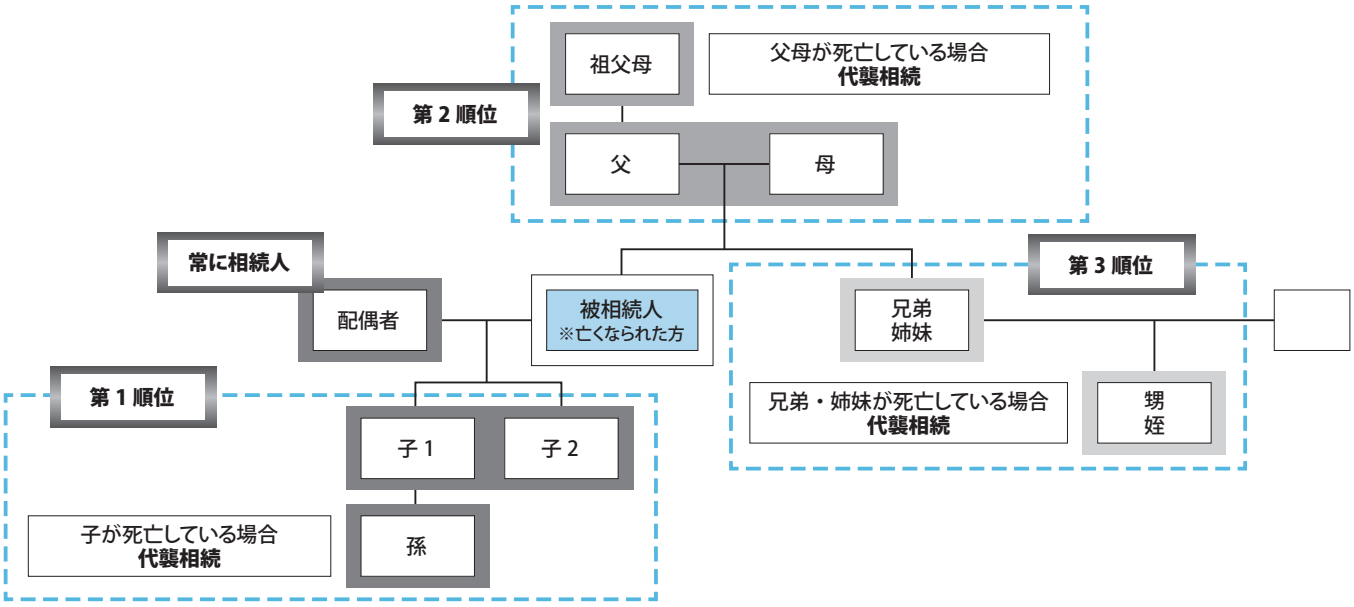
書類は不要

いいえ

- ☐ 相続人代表者の現在の戸籍
- ☐ 相続人代表者と被保険者の続柄がわかる戸籍

▶ 相続人関係図（亡くなられた方から見た続柄）

配偶者は常に法定相続人となり、子や親、兄弟には優先順位があります。
先順位の方が1人でもいる場合は、後順位の方は相続人になれません。



▶ 必要になる戸籍謄本（下記戸籍中、重複するものは1通で構いません）

相続人代表者が被相続人（亡くなられた方）の**“配偶者”**または**“子”**のどちらかである

はい

相続人代表者と被相続人は**同世帯**である

- **はい** → 書類は不要
- **いいえ** → ☐ 相続人代表者の現在の戸籍
 ☐ 相続人代表者と被相続人の続柄がわかる戸籍

いいえ

☐ 相続人代表者の現在の戸籍
☐ 相続人代表者と被相続人の続柄がわかる戸籍
☐ 被相続人の出生から死亡までの戸籍

相続人代表者が代襲相続の場合

☐ 本来の相続人の「死亡」が記載された戸籍
☐ 本来の相続人と代襲相続人の続柄がわかる戸籍

〈代襲相続：父が亡くなられた場合〉
本来は子が相続人となるが、その子が既に亡くなられている場合、子の子（父から見たら孫）が、**代襲相続人**となる

※相続人代表者の現在の戸籍で被相続人の続柄がわかる場合は、現在の戸籍1通のみで構いません。
※必要となる戸籍は個人によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

戸籍に関する Q&A

Q1 戸籍「謄本（とうほん）」と「抄本（しょうほん）」とは？

A1 謄本は戸籍に記載された全員の身分事項を証明するものです。抄本は一部の方を証明するものです。

Q2 除籍謄本・抄本の「除籍」とは？

A2 除籍とは死亡や転籍、婚姻などにより戸籍から全員が除かれたものです。

Q3 筆頭者とは？

A3 戸籍の最初に記載された方のことです。夫の氏で婚姻している場合は夫が筆頭者になります。筆頭者は亡くなられても変わりません。

Q4 戸籍謄本などは誰が取れる？

A4 「その戸籍に記載された方」または「その戸籍に記載された方の直系血族の方」です。

MEMO

税証明がほしい

手続き 各種税証明の請求

手続き詳細

亡くなられた方の所得課税証明書、所得証明書、納税証明、納付証明などが取れます。

必要なもの

【相続人代表者が取得する場合】

□ 本人確認書類（運転免許証など）

【相続人代表者以外が取得する場合】

□ 申請者の本人確認書類（運転免許証など）

□ 以下のどちらか一方

- 相続人代表者からの委任状
- 納税義務者が亡くなられたことのわかる書類および亡くなられた方と申請者の関係がわかる書類（戸籍謄本など）

問い合わせ先

所得課税（非課税）証明書、所得証明書に関すること
市税課　市民税担当【市役所1階】
☎ 092-580-1827
✉ shizei@city.onojo.fukuoka.jp

固定資産評価証明書、公課証明書、名寄帳に関すること
市税課　固定資産税担当【市役所1階】
☎ 092-580-1829
✉ shizei@city.onojo.fukuoka.jp

納税証明、納付証明に関すること
納税課　納税管理担当【市役所1階】
☎ 092-580-1976
✉ nozei@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

住民登録に関する手続き

マイナンバーカード（マイナンバー通知カード）を持っていた

手続き　マイナンバーカード（マイナンバー通知カード）の取扱いについて

手続き詳細	期　限
カードが不要な場合、市役所へ返却または各自で廃棄してください。 ※マイナンバーは年金や保険などの手続きで必要になることがあります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの ☐ マイナンバーカード・マイナンバー通知カード	総合窓口センター 受付・サービス担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1842 FAX 092-501-7948 ✉ shimin@city.onojo.fukuoka.jp

マイナンバーがわからない

手続き　亡くなられた方のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードを紛失している場合

手続き詳細	期　限
亡くなられた時に同世帯だった方は、マイナンバー入りの住民票（除票）が請求できます。 亡くなられた時に同世帯の方がいなかった場合は、マイナンバーを知る方法はありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
亡くなられた時同世帯の方がいる場合で、マイナンバー入り住民票（除票）を請求するとき ☐ **申請者の本人確認書類**（運転免許証など） ☐ **委任状**（同世帯だった方の代理人が手続きする場合）	総合窓口センター 受付・サービス担当 【市役所1階】 ☎ 092-580-1842 FAX 092-501-7948 ✉ shimin@city.onojo.fukuoka.jp

世帯主が亡くなられた

手続き　世帯主変更届（単身世帯を除く）

手続き詳細

世帯主が亡くなられた場合、住民票の 2 番目に記載されている方を世帯主に変更しています。それ以外の方を世帯主にする場合には届出が必要です。

期　限

なし

手続き可能な人

同一世帯の方

必要なもの

☐ **届出人の本人確認書類**（運転免許証など）

☐ **委任状**（同世帯以外の方が手続きする場合）

問い合わせ先

総合窓口センター
受付・サービス担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1842
FAX 092-501-7948
✉ shimin@city.onojo.fukuoka.jp

印鑑登録をしていた

手続き　市民カード（印鑑登録証）の返却または破棄

手続き詳細

印鑑登録は廃止になっていますので、市民カード（印鑑登録証）を市役所へ返却してください。

期　限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

故人のもの

☐ **大野城市民カードまたは印鑑登録証**

問い合わせ先

総合窓口センター
受付・サービス担当
【市役所1階】
☎ 092-580-1842
FAX 092-501-7948
✉ shimin@city.onojo.fukuoka.jp

その他の手続き

ごみの処理をしたい

手続き 処分できないごみの処理

手続き詳細

【同居していた方がいる場合】
通常の家庭ごみと同様の方法で出してください。

【独居で同居人がいない、身寄りがない場合】
一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください（有料）。

問い合わせ先

循環型社会推進課　廃棄物・最終処分場担当【市役所新館4階】
☎ 092-580-1889　FAX 092-573-0022
✉ recycle@city.onojo.fukuoka.jp

戸別受信機（防災）をもっていた

手続き 戸別受信機（防災）の返却

手続き詳細

貸与機器の返却手続きなどを行いますので、問い合わせてください。

期　限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

□ **貸与機器一式**（戸別受信機、コンセントなど）



問い合わせ先

危機管理課
危機管理担当
【市役所新館3階】
☎ 092-580-1966
FAX 092-573-7791
✉ kikikanri@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

市営住宅に入居していた

手続き① 名義人が亡くなられた場合

手続き詳細

同居人が名義を継承したい場合は、市営住宅入居承諾承認手続きが必要です。
単身入居の場合は、明け渡しが必要です。

必要なもの

- □ 同居と死亡の事実が確認できる書類（住民票の除票など）
- □（承継する場合）亡くなられた名義人と承継者との関係が確認できる書類
- □（明け渡す場合）亡くなられた名義人と敷金受取人との関係が確認できる書類

※ その他手続きで必要なものがあります。詳しくは財産管理課にお尋ねください。

問い合わせ先

財産管理課　管財担当
【市役所新館3階】
☎ 092-580-1824
FAX 092-573-7791
✉ soumubu@city.onojo.fukuoka.jp

手続き② 同居人が亡くなられた場合

手続き詳細

同居者異動手続きが必要です。

必要なもの

故人のもの

- □ 同居と死亡の事実が確認できる書類（住民票の除票など）

問い合わせ先

財産管理課　管財担当
【市役所新館3階】
☎ 092-580-1824
FAX 092-573-7791
✉ soumubu@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

その他の手続き

森林を相続した

手続き 地域森林計画の対象となっている森林のみ

手続き詳細

森林の土地の所有者となった日から 90 日以内の届出が必要です。
（所有者となった日…相続の場合は被相続人の亡くなられた日）
※相続登記が完了してからの手続きとなります。

必要なもの	問い合わせ先
□ 森林の土地の位置を示す図面 □ 森林の土地を相続したことがわかる書類（相続登記済みの登記事項証明書など）	産業振興課　産業振興担当 【市役所新館4階】 ☎ 092-580-1870 ✉ sangyo@city.onojo.fukuoka.jp

農地を相続した

手続き 農地台帳に記載されている農地のみ

手続き詳細

農地台帳修正のため届出が必要です。
※相続登記が完了してからの手続きとなります。

必要なもの	問い合わせ先
□ 字図（相続にともない分筆した場合のみ）	産業振興課　産業振興担当 【市役所新館4階】 ☎ 092-580-1894 ✉ sangyo@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細

市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更手続きが必要です。

※新しい飼い主が大野城市外に住んでいる場合でも、犬の所在地が大野城市であれば変更手続きが必要です。

犬の所在地が大野城市外に変更になる場合は、変更先の市区町村に問い合わせてください。

期　限

飼い主が亡くなられて30日以内

手続き可能な人

新しい飼い主

必要なもの

【環境省のマイクロチップを装着していない場合】

市役所窓口に、以下のものを持ってお越しください。

□ 鑑札（ない場合は相談してください）

□ 前の飼い主の住所・氏名がわかるもの

□ 手数料 3,000 円（前の飼い主が犬の登録を行っていない場合）

【環境省のマイクロチップを装着している場合】

環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで、飼い主の変更手続きをしてください。市役所窓口での手続きは不要です。

※ 登録変更はこちらから

問い合わせ先

循環型社会推進課
生活環境担当
【市役所新館4階】
☎ 092-580-1887
FAX 092-573-0022
✉ recycle@city.onojo.fukuoka.jp

MEMO

その他の手続き

相談したい

手続き① 遺族で経済的に困っている

手続き詳細

経済的に困っている方に対して、その方の状況に応じた相談支援を実施し、困窮状態からの脱却を支援します。なお、直接的な金銭の支給はありません。

問い合わせ先

生活支援課　生活保護担当【市役所2階】
☎ 092-580-1993　☎ 092-580-1994　FAX 092-572-8432
✉ seiho@city.onojo.fukuoka.jp

手続き② 所有者が亡くなり、空き家や空き地となる物件を相続する

手続き詳細

不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならないとして、令和 6 年 4 月 1 日以降、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

相談できる内容

街の住環境を良好に保つため、空き家・空き地の所有者は適切に管理していただく必要があります。

管理の方法、注意点、管理サービスなどで不明な点があれば、相談してください。

なお、市と大野城市シルバー人材センターは、空き家などの適正管理についての協定を締結し、以下の対策を実施しています。

遠方に住んでいる方や仕事などの都合で空き家などの状況確認、草木の剪定などの管理が難しい方は、活用してください。

- 空き家見守りサービス　外観目視点検・報告 2,000 円 / 回
- 庭・空き地などの除草剪定　別途見積

また、空き家の売却・賃貸など活用を検討している方には「大野城市空き家バンク」制度を紹介します。

※ 空き家バンクの HP

問い合わせ先

生活安全課　生活安全担当【市役所新館4階】
☎ 092-580-1897
✉ daianzen@city.onojo.fukuoka.jp

空き家の見守りサービス
除草剪定に関する
申し込み・問い合わせ先
（公社）大野城市
シルバー人材センター
☎ 092-582-0221

大切な方が亡くなられたことで、苦しい思いをしているとき、誰かに話を聞いてほしいとき、自分自身の気持ちの整理が付かないときなど、面接や電話で相談を受け付けます。ひとりでかかえこまずに相談してください。
※日時などが変わる場合があります。詳しくは各相談機関に問い合わせてください。

▶ 面接相談（予約制）

相談先	相談時間	電話番号
すこやか交流プラザ	月1回月曜日 午後1時40分～午後3時半	☎ 092-501-2222
福岡県精神保健福祉センター	月～金（祝日・年末年始を除く） 午前８時半～午後５時15分 〈自死遺族などのための法律相談〉 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前９時～正午、午後１時半～４時半のうち原則50分	☎ 092-582-7500
福岡県筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課精神保健係	毎週水曜日 午後1時～午後3時	☎ 092-513-5585

▶ 電話・FAX相談

相談先		相談時間	電話番号
福岡いのちの電話		年中無休24時間	☎ 092-741-4343
ふくおか自殺予防ホットライン			☎ 092-592-0783
福岡県 精神保健福祉センター	心の健康相談電話	月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時	☎ 092-582-7400
	精神保健福祉相談	月～金（祝日・年末年始を除く） 午前8時半～午後5時15分	☎ 092-582-7500

※メール・SNSの相談は、インターネットで「支援情報検索サイト」を検索してください。

▶ 自死遺族の集い

話を聞くだけでも、匿名での参加も可能です。詳しくは電話で問い合わせてください。

- リメンバー福岡　：☎ 092-737-1275
- 久留米市「わかち合いの会」：☎ 0942-30-9728
- 北九州市「わかち合いの会」：☎ 093-522-8729

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接確認してください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 P.8 を参照してください。その他、必要な書類についてはお近くの年金事務所にお問い合わせください。 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者に 18 歳未満の子がいる時、遺族基礎年金が支給される場合があります。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 筑紫税務署 ☎ 092-923-1400
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 カ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き ◆必要なもの ஞ 亡くなられたことが確認できる書類（死亡診断書、住民票の除票など）（コピー可） ஞ 運転免許証	春日警察署　交通総務係 ☎ 092-580-0110 ※平日の執務時間のみ受付 ※事前連絡不要
普通自動車	□	ஞ 自動車税に関すること ஞ 名義変更などに関すること 毎年４月１日現在の所有者（使用者）に課税されます。所有者の移転登録・廃車などは早めに手続きをしてください。	◆税金（自動車税） 筑紫県税事務所 ☎ 092-513-5576 ◆所有者の移転登録など 九州運輸局福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078
軽四輪と二輪 （126cc 以上）	□	●名義変更 ●廃車 毎年４月１日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車などは早めに手続きをしてください。	◆軽四輪 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750 ◆二輪 九州運輸局福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078
ふくおかまごころ駐車場 利用証	□	利用証の返還 ※窓口に直接または郵送で返却してください。 ◆必要なもの ふくおかまごころ駐車場利用証	筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 ☎ 092-513-5626 福岡県　福祉労働部 障がい福祉課 ☎ 092-643-3264
次のいずれかを持っている • 特定医療費（指定難病）受給者証 • 肝炎治療受給者証 • 先天性血液凝固因子障害等受給者証 • 小児慢性特定疾病医療受給者証 • 特定疾病医療受給者証	□	被爆者健康手帳、特定医療費（指定難病）受給者証の返還など ※事前に問い合わせてください。	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課　健康増進係 ☎ 092-513-5583
被爆者健康手帳を 持っている	□		

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
戦傷病者手帳	□	戦傷病者手帳の返還 ◆必要なもの ●手帳 ●死亡年月日がわかる書類の写し（住民票の除票など） ●変更届（指定様式） ●戦傷病者乗車券引換証（交付を受けている場合）	福岡県　保護・援護課 ☎ 092-643-3301
戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の償還金を受け取っていた方（償還金が残っている場合）	□	国債記名者の変更 ◆必要なもの ●国債 ●記名者の死亡を確認できる戸籍書類 ●記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類 ●印鑑	国債に記載されている郵便局
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
株式・国債などの金融資産	□	名義変更	金融機関・証券会社など
生命保険など	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
所得税・消費税の納税義務者	□	所得税・消費税準確定申告 ※相続の開始を知った日の翌日から、４カ月以内に申告・納付が必要です。	所轄の税務署 筑紫税務署 ☎ 092-923-1400 音声ダイヤルで【２】を選択 ※面談相談は予約制
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	福岡法務局　筑紫支局 ☎ 092-922-2881 ※登記手続き案内は予約制

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
パスポート	□	パスポートの失効	福岡県パスポートセンター ☎ 092-725-9002
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		ＮＨＫふれあいセンター （0570-077-077）

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

MEMO

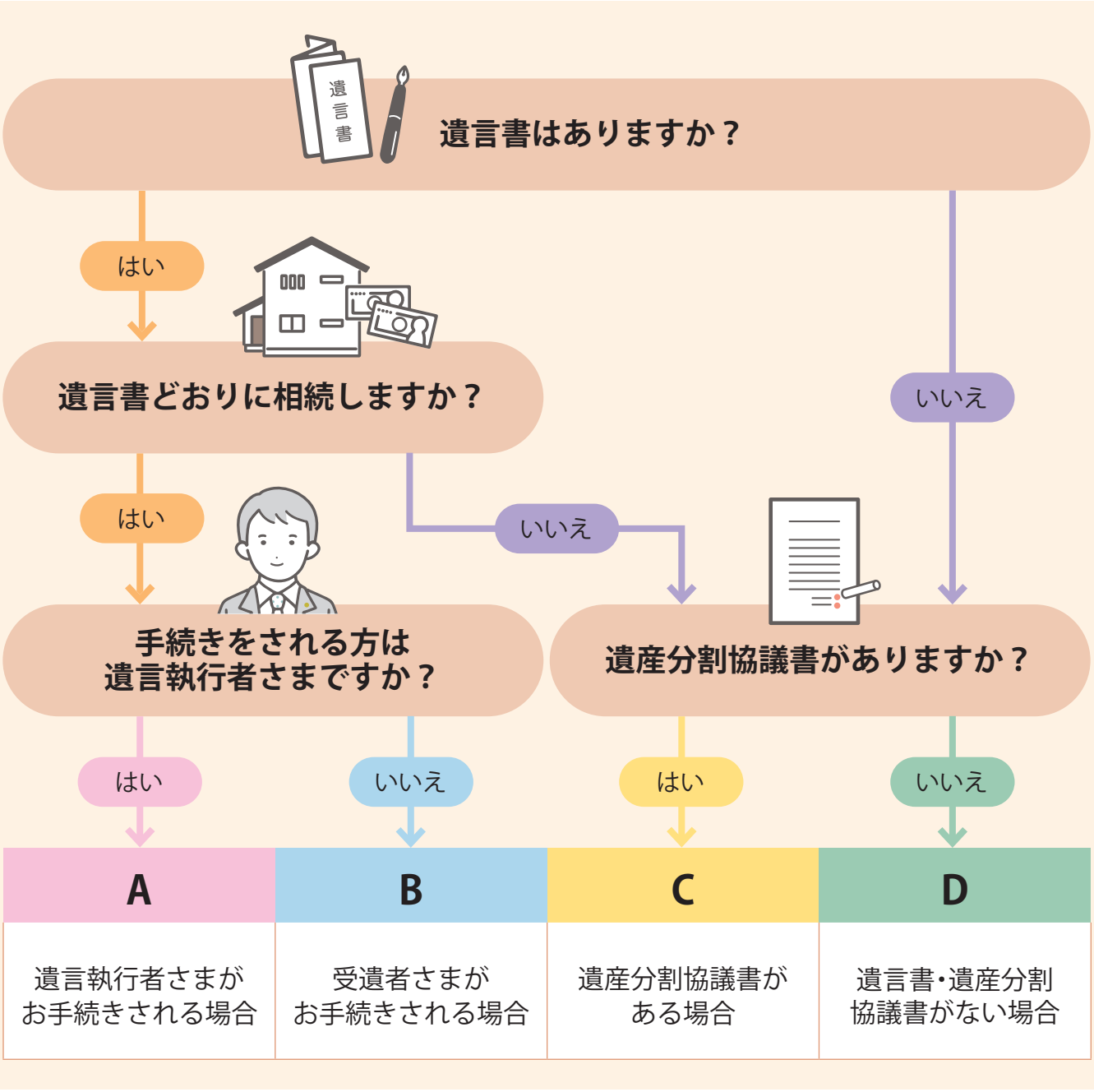
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

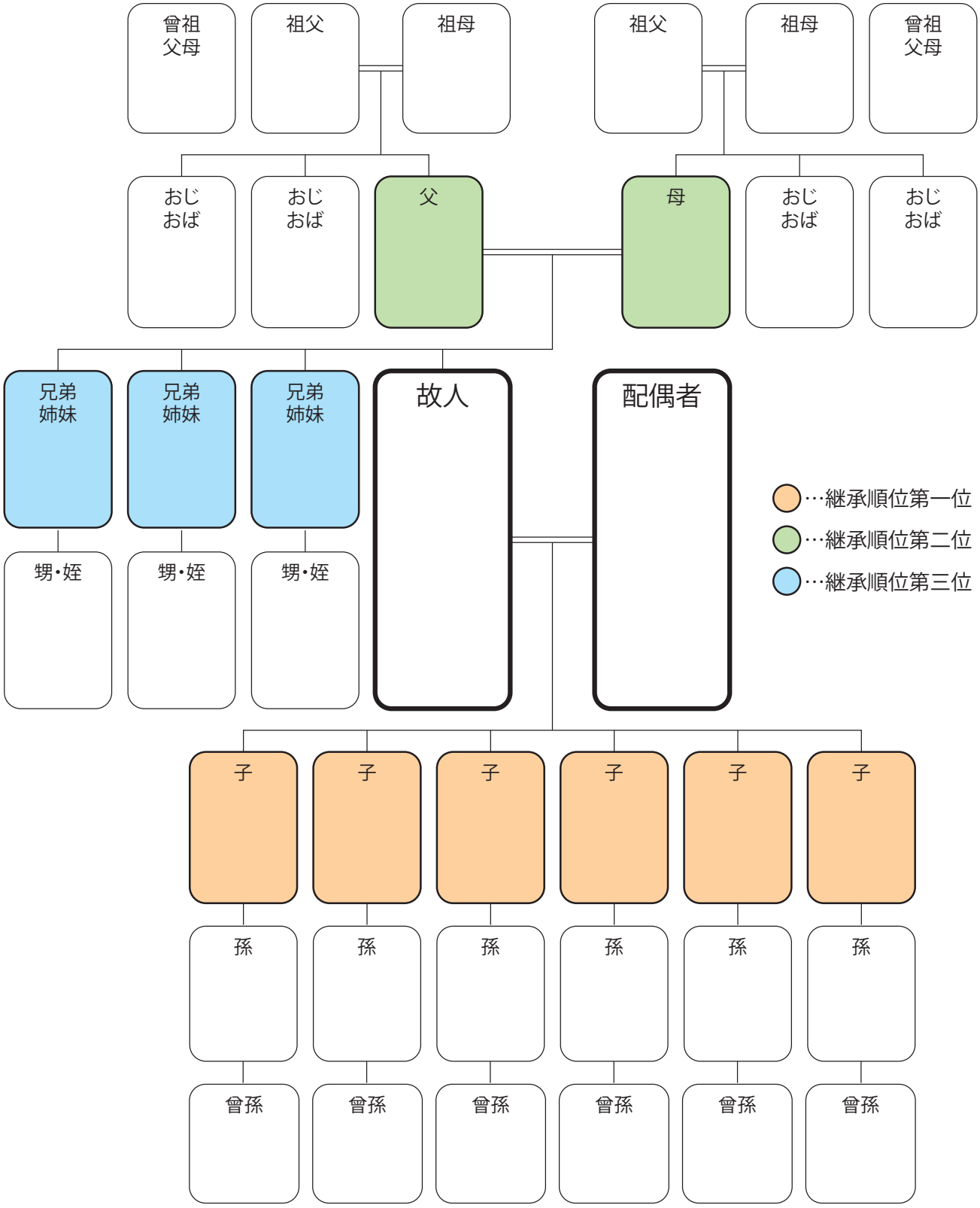
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		遺言書の検認 遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所で申立が必要です。 ※公正証書で作成している場合など、家庭裁判所で申立を必要としない場合もあります。 【問い合わせ先】 福岡家庭裁判所　☎ 092-981-9605
□	相続財産の調査		被相続人の預貯金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	３カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所に確認してください。 【問い合わせ先】 福岡家庭裁判所　☎ 092-981-9605

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	４カ月以内	被相続人に１月１日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が１月１日から亡くなられた日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から４カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10 カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000 万円 ＋ 600 万円 × 法定相続人の数 【問い合わせ先】 筑紫税務署　☎ 092-923-1400 音声ダイヤルで【２】を選択 ※面接相談は予約制

MEMO

家系図（３親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ① 戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ② 遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③ 登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④ 登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤ 登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

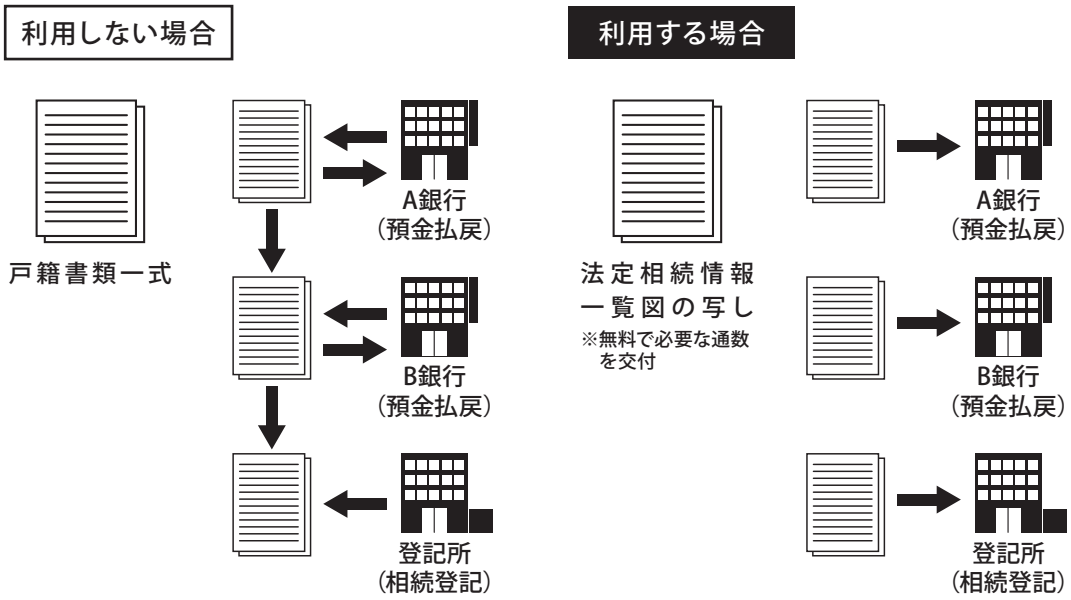
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

※コピーしてお使いください

委 任 状

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿＿

（宛先）大野城市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が必ず署名してください。

キリトリ線

MEMO

MEMO

MEMO

広告

相続税の申告期限は
たった10ヵ月…





相続税申告から実家の処分まで

全国どこでも
窓口ひとつで対応！



アップパートナーズグループの総合力で
あなたの相続を丸ごとサポートいたします。

相続のお困りごとを全て解決！

税理士・行政書士・司法書士・宅建士がグループ内に所属しているので、
相続税申告から相続手続き、登記、実家の処分まで全て対応いたします。

土日・平日夜間も面談可能で便利！

博多と天神のオフィスへお越しいただくほか、ご自宅への訪問やオンラインでの面談も可能。お忙しい方の強い味方です。

相続専門税理士が対応するから安心！

創業50年、年間の相続相談400件以上の豊富な実績がございます。
はじめてで不安な相続を専門家たちが丁寧にサポートいたします。

税理士法人アップパートナーズ
所属：九州北部税理士会

福岡天神・相続事業承継オフィス
福岡市中央区天神1-10-20 天神ビジネスセンター9階

福岡博多本部
福岡市博多区博多駅東2-6-1 九勧筑紫通ビル9階

まずは無料相談しませんか？

LINE

「おくやみハンドブックを見た」とお伝えください

TEL 092-751-8822

広告

故人様への
想いとご遺品に
「真心」こめて

遺品整理・生前整理
特殊清掃・ゴミ屋敷の清掃
遺品のお買取り・供養
不動産売却・解体

御見積無料！



合同会社真心では経験豊富な有資格者が、
遺品の仕分け・処分・買取・供養から不動産売却・
解体・相続まで一貫してサポートいたします！

お気軽にお問い合わせください。

080-7446-3786
受付時間 8：00～18：00（営業直通番号）

合同会社 真心（シンシン）
E-mail sinsin-1106@outlook.jp
〒811-0204 福岡市東区奈多１丁目 12-54-107
https://sinsin-1127.com 合同会社真心 | 検索

一般廃棄物の収集運搬・不動産売却・解体は許可事業者に提携して行っております　許認可番号：遺品整理士 IS49038　特殊清掃士 CSC03695　福岡県公安委員会古物商許可番号　第 901032410127 号

広告

お手元に１冊あればいざと言う時に役立つ！



後悔しないための
お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】
・お墓の選び方　・お墓購入の流れ
・お墓の種類と費用相場　・購入者の体験談 など

全20ページ フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！
～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～

通話料無料
電話で資料請求
0120-626-213
いいお墓お客様センター　受付時間：9時～16時（年中無休）

24時間いつでも受付
WEBで資料請求
いいお墓 ハンドブック　検索

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。　※一世帯につき１冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。

鎌倉新書 Kamakura Shinsho
いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
東証プライム上場 証券コード：6184 が運営しています。
株式会社鎌倉新書　お墓事業部　03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階　https://www.kamakura-net.co.jp/

広告

不動産の所有者名義がお亡くなりになった方のままになっていませんか？



令和6年4月1日以降、
決められた期限内に相続登記を完了しないと
行政罰の対象となります。

相続登記を
「義務化」する法律が
制定されました。

大切な財産は
あなたの大切な方に残しましょう。

お気軽にご相談ください。

司法書士はまの法務事務所 TEL 092-558-1287

〒816-0801 福岡県春日市春日原東町2丁目44番地3-203　福岡県司法書士会福岡南支部

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

遺品整理
生前整理
空き家片付け

ご遺族様のお悩みご相談ください





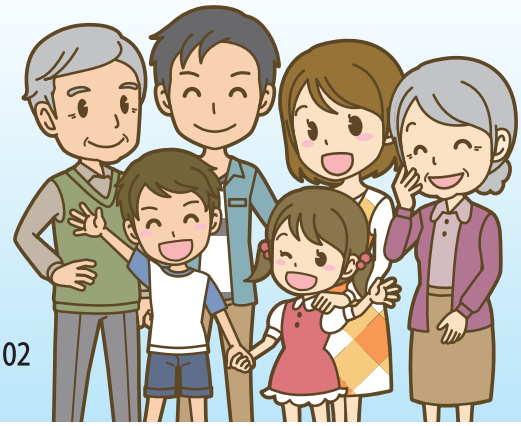
こんなお悩みはございませんか？

- ☑ 遠方のため自分で整理ができない
- ☑ 忙しくて作業時間がない
- ☑ 空き家となったお家をどうしよう

などなど

不用品専門片付け隊が
地域に根差したサポートを致します！
空き家のご相談も承っております。

お気軽にお問い合わせください。



050-7586-3516

不用品専門片付け隊

（合同会社 然仁）

《福岡営業所》
〒814-0033 福岡県福岡市早良区有田1丁目34-21 ベル・ウィングb102
古物商許可番号：福岡県公安委員会第901052210003号

お問い合わせ時、冊子からとお伝え頂ければ2000円オフ！
料金表に基づく基本料金から2000円引き

広告

この度はお悔やみ申し上げます。

相続が発生したら

相続の専門家

福岡・春日あんしん相続サロン

にご相談ください

手続きや税金のことも。家族のこれからのことも。
ご家族に必要な支援を整え、納得のいく道を一緒に見つけます。



Q 「相続税申告、うちは関係ない」と思っていませんか？

遺産に係る基礎控除額　※1
3,000万円 ＋ (600万円×法定相続人の数)

相続財産等の合計額 ＞ 遺産に係る基礎控除額 ※1

相続財産等の合計額が遺産に係る基礎控除額より大きいと相続税がかかります！！

- 大野城市では
 【**約8人に1人**】が相続税の申告対象です
- 住宅地**50坪**の実家で
 【**評価額2,000万円超**】も珍しくありません
- **特例**で「税額0円」になる場合も
 【税務署への**申告が必要**】です

A まずは税理士に相談すると安心です



当サロンではまずは簡易シミュレーションで現状をわかりやすくご説明し、煩雑な各種手続きの代行はもちろん他士業との連携したワンストップ体制で迅速に解決します。
また申告が終わってからも相続された大切な財産の運用も継続して支援し、ご家族の安心を末永くサポートします。

無料 個別相談 受付中

初回のみ30分間無料相談をお受けいたしております。「申告が必要か」を無料で確認してみませんか？

完全予約制

お電話・WEB よりお気軽にお申込みください

0120-968-454

LINE公式アカウント　ホームページ



福岡・春日あんしん相続サロン

運営：税理士法人バディ 平川浩紹税理士事務所
九州北部税理士会所属　税理士　平川 浩紹

〒816-0801
福岡県春日市春日原東町1-2
河波ビル301

西鉄電車「春日原駅」より徒歩2分

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

遺品整理・空き家片付け・生前整理ならお任せください！



私たちについて

夫婦で営むアットホームな事業所です。
小学生の男女の子供がいるパパ・ママでもあり、
ご家族の気持ちに寄り添った丁寧な対応を
心がけています。
「頼んでよかった！」と思っていただけるように、
気軽に話せて安心できる存在を目指しています。
まずはお気軽にご連絡ください！





対応サービス

- 遺品整理
- 空き家の片付け
- 生前整理

10年以上の実績！

夫婦で営んでおり、
気軽に相談できる
アットホームな事業所です。



女性スタッフ在籍で安心対応

男性が苦手な方や、
女性ならではの悩みなども、
しっかり寄り添って
対応いたします。



買取りもお任せください！

家具・家電・貴金属・美術品など
幅広くOK！ 全体の片付け費用から
買取り金額を差し引いて、
納得の価格でご案内できます。



立ち会いが難しい場合もご相談ください

遠方にお住まいなど、
現地でのお立ち会いが
難しい場合もお気軽に
ご相談ください。



- 無料で見積もり
- ご相談大歓迎
- わからない事なんでも相談
- お客様に寄り添う
- 丁寧な対応・納得
- お気軽に

丁寧・安心・納得のサービスを心がけております。

エコ・パワフル
ECO POWERFUL
遺品整理・空き家片付け・生前整理のことなら
代表 三宅勝平
〒811-2207 福岡県糟屋郡志免町南里6-23-1
福岡県公安委員会 古物商 第901021410091号
092-410-1647
080-2723-9884
詳しくはWEBをご覧ください
https://www.eco-powerful.jp

地域の皆様に寄り添い、心を込めて対応いたします。まずはお気軽にご相談ください！

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

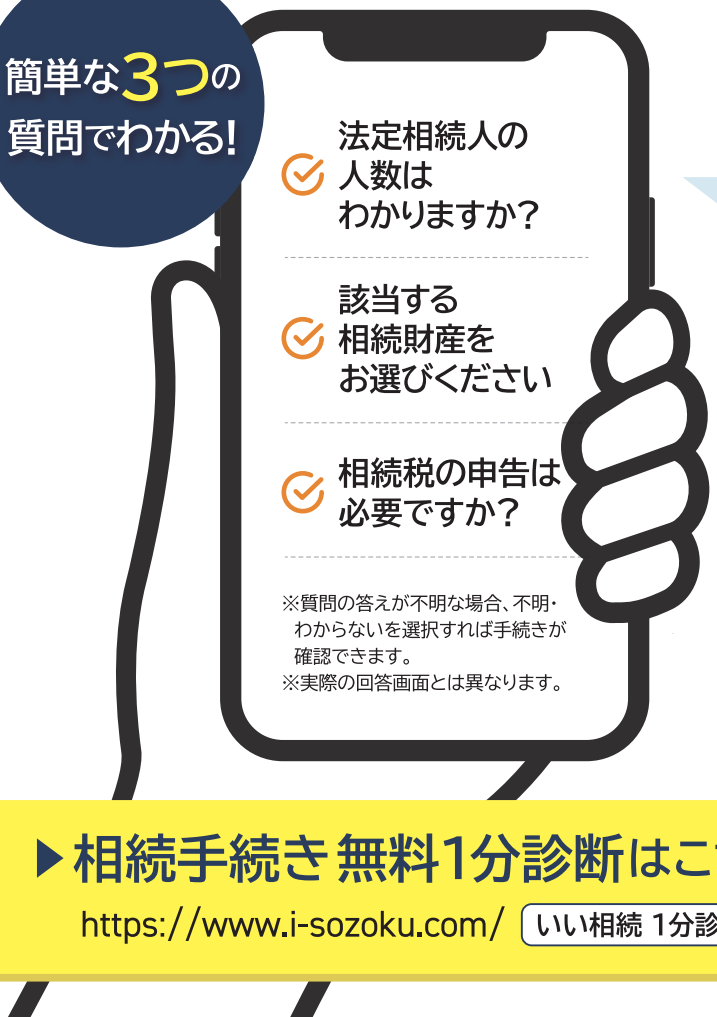


診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる!



※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方におすすめ!



- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や手続きを知りたい方
- 専門家のサポートが欲しい方

▶相続手続き無料1分診断はこちらから！

https://www.i-sozoku.com/ いい相続 1分診断

診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料 0120-992-467 受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

故人のお車　そのままになっていませんか？

お車の買取・廃車手続き お任せください

ご遺族に代わって、お車の買取から
必要なお手続きまで丁寧にサポートいたします。
まずはお気軽にお問い合わせください。

大野城市を
中心に
福岡市近郊まで
幅広く対応



ご相談
お見積り
無料

故人のお車に関するご相談は、お電話または二次元コードから
お気軽にお問い合わせください。

株式会社　新生

〒811-2104 福岡県糟屋郡宇美町井野432番地74

☎092-931-1255

つながる、生まれる。
株式会社 新生

●古物商許可番号　福岡県公安委員会　第909990024319号　　●自動車引取業登録番号　第20401000185号

発　　行　　大野城市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発 行 年　　2026 年 10 月

